

平成 22 年度世田谷まちづくりファンド
「はじめの一步」部門助成団体

「(仮称)街づくりの仲間たち」 設立準備会

ニュース第 15 号

2011.4.21

発行者：「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会 担当 稲垣道子（ファンド申請上の代表者）
ホームページにも掲載しています。：<http://machi-nakama.jimdo.com/>
連絡先：電話(3702)3274 FAX (3702)3219 MAIL:pxu16245@nifty.com
メールアドレスやファックス番号を存じ上げているみなさまにお知らせします。転送歓迎します。
送信の中止をお望みの場合は、恐縮ですがお知らせください。

●冊子「世田谷の街づくり条例」の内容及び街づくり条例についての意見・質問募集

1. 冊子「世田谷の街づくり条例 ～快適なまちに住み続けるために～」(第3章)を読み考える会

(時：5月16日(月)下記3参照)に向けて、質問や意見をお寄せください。

できるだけメールで、無理な場合は、ファックス・郵送で。

・対象：①冊子(第3章)に書かれていること

②街づくり条例及び施行規則(冊子第4章に掲載)の規定に関すること

・いただいた意見の扱い：5月16日の集会までに整理して当日配布するほか、当会のホームページに掲載します。原文のままの掲載を原則としますので、A4用紙1枚を限度としてください。

・いただいた質問の扱い：当会でお答えできるものは、文責を当会として回答を作成します。この回答は、できるだけ区の都市計画課にも目を通してもらいます。当会でお答えできないものは、区の都市計画課に回答を依頼することになっています。質問と回答を整理して当日配布するほか、当会のホームページに掲載します。原則として質問1項目毎に箇条書きにしてください。

・意見、質問は、資料やホームページ掲載の場合は、匿名とします。ただし、内容確認などにそなえて連絡先(電話番号、お名前及びアドレス又はファックス番号)をお知らせください。

・締切 ご意見は、5月8日(日)24時まで

ご質問は、第1次 4月27日(水)24時まで

第2次 5月8日(日)24時まで

・区への回答がなるべく16日に間に合うように、
締切を2回に分けます。

・お問い合わせは、上記連絡先の稲垣まで。

2. 冊子「世田谷の街づくり条例 ～快適なまちに住み続けるために～」 の入手方法

・部数に限度があり増刷の予算もなく、すでに手持ちがない総合支所もあるので、できるだけ下記のウェブサイトからダウンロードしてくださいとのことです。(第3章は、16ページ)

http://www.city.setagaya.tokyo.jp/020/pdf/33646_2.pdf

お問い合わせ先 都市計画課 電話 03-5432-2455

ファクシミリ 03-5432-3023



3. 冊子「世田谷の街づくり条例 ～快適なまちに住み続けるために～」(第3章)を読み考える会

時：5月16日(月)18時半～21時(予定) 所：三軒茶屋区民集会所会議室(茶沢通り西友斜め前)

定員：30名(先着順) 参加費：無料(ただし、資料代を負担いただくかもしれません。)

以上